## 広島県選挙管理委員会告示第八十五号

号)第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の 金額は、次のとおりである。 令和七年十一月九日執行の広島県知事選挙において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百

令和七年十月二十三日

金

額

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻

茂

四〇、〇二四、五〇〇円